

12回目を迎える今回は、引き続き、運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く周知・浸透させていくことが必要との認識のもと、運輸安全マネジメントにすでに取り組まれている事業者の皆様には有益な情報（復習を含めた継続的なレベルアップ）を、これから取り組もうとする事業者の皆様には気付き（ヒント）を提供し、安全文化の構築と定着を図ることにより、利用者にとって安心して安全な運輸事業を提供するための機会としていただきたいと思います。

「特別講演」として、安部誠治氏（関西大学社会安全学部教授）をお招きし、運輸産業におけるさらなる安全性向上の課題について、ご講演をいただきます。また、国土交通省からの「基調講演」をはじめ、多くの皆様からご要望頂いている自動車運送事業者様からの「取組事例報告」を昨年に引き続き実施させていただきます。



【3. 適正化機関による貸切バス事業者への巡回指導を開始しました！】

（新着情報）

巡回指導は、平成28年1月、長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」により、業界全体が自律的に安全を確保するよう貸切バス事業者に対して実施するものです。

この度、国土交通大臣の指定を受けた機関（適正化機関）は、貸切バスの営業所を訪問し、運行管理や車両整備管理等の安全確保に必要な事項について、国の監査に準じた法令遵守状況の確認・改善指導を行います。

巡回指導は、8月9日から順次、全国10か所の適正化機関において開始することとしています。



【4. トラック運送業の適正運賃・料金収受を推進していきます！】

（配信日：H29. 8. 4）

国土交通省においては、厚生労働省と共同で平成27年5月に設置した「トラック輸送における取引環境・長時間労働改善中央協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を昨年7月13日に立ち上げ、適正運賃・料金収受に向けた方策等について検討をしてきました。

この度、当該検討会の議論を踏まえ標準貨物自動車運送約款の改正等を行います。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000138.html



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

